

氏名	たけながみつを 竹永三男
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	論文博第318号
学位授与の日付	平成9年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	近代日本地域史の研究

(主査)  
論文調査委員 教授 藤井讓治 教授 大山喬平 助教授 高橋秀直

### 論文内容の要旨

本論文は、〈地域社会の中の部落問題〉の究明を軸とし、日露戦後から1920年代に至る時期の奈良県を対象として、近代日本における民主主義運動の課題を歴史的に分析したものである。

当該時期の民主主義運動史研究は、従来「大正デモクラシー史」論の枠組みで論じられ、政治的自由と社会的平等の実現をめざす運動の展開過程の研究として大きな成果をあげてきた。また、近代日本における地域社会の歴史については、地域史、村落社会史の枠組みで論じられてきたが、とりわけ地域史は、専門化・個別分散化という現代歴史学の一つの隘路を打開し「全体史」を構想する方法としても提唱されてきた。しかしながら、〈地域社会における民主主義の問題〉としての性格をもつ部落問題と差別撤廃運動については、「大正デモクラシー史」にあっても一、二の先駆的研究を除けば分析対象として取りあげられることは稀であり、地域史研究にあっては、これまで捨象されてきたテーマの一つである。

本論文は、この研究史上の空白を埋めるとともに、近代日本の民主主義運動史研究に新たな提言を行うことをめざすものである。

第一章では、日露戦後に全国的に勃興した部落改善運動と「部落改善政策」の具体的事例を提示した上で、「部落改善政策」がこの時期に全国的に展開された要因は、差別撤廃をめざす部落住民の自覚的運動の勃興への対応、日露戦勝により拡大した大国的ナショナリズムとの関連、同政策が地方改良事業の一環として位置づけられたこと、の三点にあることを実証した。次いで、地方改良事業と「部落改善政策」との関連について、部落住民を国法と行政機構の支配下に把握することをめざすという政策目的、「模範町村」づくりの中で「部落改善」が実践課題として要請されたこと、地方改良事業遂行に伴って生起する諸矛盾を覆い隠し犠牲を転嫁するものとしての部落が利用されたことを論証し、さらに、内務省によって表彰された全ての「模範町村」と、同じく内務省によって表彰された部落改善団体との関連とその特徴についても論じている。

第二章では、奈良県の大和同志会の機関誌である『明治之光』の部落改善・差別撤廃論を分析して、その中から〈対当局依存型部落改善運動論〉と〈自主的部落改善運動論〉の二つの潮流を析出するとともに、

後者の主張を承けて、前者から後者へと立場を発展させた事例の存在を示し、同誌の主張が、国内的には「大正維新」論と憲政擁護運動に、国際的には第一次世界大戦後の国際的経済戦争に勝ち抜くための国内一致体制形成論に、それぞれ促迫されてのものであることを明らかにした。

第三章では、奈良県南葛城郡旧西松本村の西松本矯正会々長宅に伝来した「西松本矯正会文書」をもとに、これまで当事者の史料によって明らかにされることの少なかった自主的部落改善運動の実態を解明した。これにより、西松本矯正会が、各種の差別事件に際して郡当局からも自立した差別撤廃運動を展開し、差別を残す制度的基礎の一つである部落学校の廃止運動にねばり強く取り組み、住宅組合法に基いて住宅建設に取り組むなどの自主的部落改善・差別撤廃運動を行う一方、村政・区政機関として住民に風俗矯正を強制し、会長が部落外地主の差配人として部落内小作人の管理にあたるなど、部落支配団体としての性格をも有していたことを明らかにした上で、自主的部落改善運動が水平運動に転化する条件と全国水平社成立後の融和政策の成立条件について論じた。

第四章では、近畿型地主制地帯に属する奈良盆地の地主の主要な形態である在村中地主・辻本家（南葛城郡旧忍海村）の経営史料を分析して、同家の経営構造が、奈良盆地の高度に発達した農業生産力と特有の発展を遂げた日本屈指の育成林業地帯である吉野林業とを背景にして、基軸たる地主的土地所有、安全・有利かつ換金性に富む山林経営、地方銀行株式会社を中心とした有価証券投資の三部門が銀行を媒介にして緊密に連関し鼎立していることを実証的に明らかにし、これを〈近畿型地主経営の奈良的形態〉と規定した。また、この分析を通して、辻本家が、戦前期を通じて在村地主として忍海村地域の政治・経済・社会構造の中核に位置していることを示し、農民運動や水平運動が展開する地域とは、このような在村地主を核とした社会経済構造・秩序構造をもつものであることを明らかにした。

第五章では、未開放部落の被差別状態を端的に示すものとして常に挙げられてきた所謂「差別小作料」の存否を、実証的に検討する初めての試みをし、先の辻本家では、部落の小作人が部落外の小作人に比して「高額小作料」を設定されている事実を明らかにし、また、併せて、部落内外を貫く、農業経営面での地主—小作関係および部落産業面での間屋制的関係という、地域における部落の社会経済構造の位置がこれに深く関わるものであることを示した。

第六章では、第一章から第三章における地域全体に対する支配政策の枠組み、および、第四章・第五章における地域の社会経済構造の分析を承けて、部落がその中で存在している地域社会の秩序構造を明らかにするため、1915年に町村単位で実施された奈良県全域にわたる調査である『奈良県風俗志』の全体的分析を行い、近代日本の地域社会は、「村入り」儀礼や隔地間婚姻に対する妨害行為に見られるような排他的性格をもつ一方、構成員に対する種々の制裁規程をもって求心性を維持していること、そこには階層的秩序と個人・家族の生活秩序とが村落間の序列とともに複合的・重層的に存在していること、こうした秩序構造をもつ地域社会の住民の国家観・対外観には、日清・日露戦争以来の戦争の規定性が極めて大きいこと、などを明らかにした。

第七章では、日本農民組合と大日本地主協会とが厳しく対峙している北葛城郡と、1928年の大規模な争議の舞台となった同郡磐城村地域を対象として、日露戦後から1920年代後半に至る各時期ごとの農民運動、地主の対抗、農政の対応を分析し、村外大地主の支配する磐城村地域では、日露戦後の非組織的な小作層

の減免要求と区政進出に対抗して、村外大地主—在村地主の序列をもった総地主の地主同盟会への組織化がなされたこと、1920年代前半における小作層の日本農民組合への結集と町村会への進出、その結果としての小作料収取の逓減に見られる地主支配の後退を経て、1920年代後半に至り、農民運動の理論的・政治的・戦術的な高揚と、国家権力と強力に結びついた地主階級の対抗が現出したことを具体的に明らかにした。そして、以上の事実を農民運動の側から総括して、「大正デモクラシー史」論では、1920年代前半に運動のピークを設定した結果として、それ以後を後退・衰減局面で理解していることを批判し、日露戦後から1920年代後半の三・一五事件までを一貫して捉える民主主義運動史理解が必要であると主張した。

村外大地主の支配する地域の農民運動を分析対象とした第七章の分析が在村地主の支配する地域での部落と部落問題を含んだ民主主義のありようの分析を欠落させていることの不備を補うために、補論Ⅰ・Ⅱでは、米騒動と部落の関係を総合的に分析した共同研究の成果である『米騒動と被差別部落』、全国水平社創立者の一人であり日本農民組合の全国的指導者でもあった西光万吉の軌跡を検討し、米騒動の発生には部落内の支配体制の動揺が条件となること、西光万吉は部落差別撤廃のためには農民意識の変革と地主制支配からの解放が必要であると認識していたことなど、部落差別の撤廃という課題が地域の民主主義的変革と分かち難く結びついていることを示した。

そして結語においては、以上の考察で明らかにしてきたことを総括した。第一に、部落問題の歴史的研究においては、前近代史研究では、被差別身分・賤民身分を当該段階の社会構造もしくは身分制支配の中に位置づける研究成果が数多く出されているのに対し、近代史研究においては、部落問題の研究そのものが、部落の内部または部落に直接関わる問題にのみ視角を限定し、史料もその点から求めてきたこと、そして、そこでの「実証的結論」を資本主義・地主制に関する経済理論一般、天皇制国家論一般と接合することで部落問題を捉えてきたが、本論文では、部落問題は〈地域社会における民主主義の問題〉であるとの視角から、未解放部落人口の比率が高く、多様な差別撤廃運動が早くから勃興し、県当局の対部落政策も早期に開始された奈良県を対象に設定して、部落とそれを含む周辺の地域社会を一括して表示する史料や部落改善運動団体そのものの史料を新たに発掘もしくは利用し、地域社会における部落の存在形態を社会的に分析し、排他的かつ求心的な地域の構造、経済的階層差や生産と生活のサイクルの中から生み出される地域社会の重層的・複合的な秩序構造（これらは前近代社会の遺制であるとともに近代における歴史的産物でもある）そのものの中に部落に対する差別を残存させる要因があること、そのような地域社会の在りようは、そこで生起・展開する社会運動に対しても規定要因として働き、それら社会運動、民主主義運動が克服すべき課題として存在していることを明らかにした。

第二に、「大正デモクラシー史」論で追究された政治的自由と社会的平等という近代日本における民主主義理解に照らして見れば、民主主義の課題を地域という〈場〉での〈生活レベル〉における問題にまで深化させることによって、民主主義運動史研究を発展させるとともに、高揚した「大正デモクラシー」がなぜファシズムにとってかわられたのかという問題に、1920年代における日本の民主主義運動が、地域の社会経済構造から進んで地域社会の重層的・複合的な秩序構造の民主主義的変革までを課題として把握し実践しえなかったことがその内的要因である、との展望を示した。

第三に、部落問題を含み込んだ地域社会分析を行うことによって、近代日本における地域社会の歴史的

特質を、排他的・求心的で、重層的・複合的な秩序構造をもつものとして析出し、このような構造は、部落の存在の有無にかかわらず、地域社会そのものの構造的な特質として一般化するものであることを論じた。

### 論文審査の結果の要旨

地域社会における民主主義の問題としての性格をもつ部落問題と差別撤廃運動は、日露戦後から1920年代に高揚した近代日本の民主主義運動を分析してきた「大正デモクラシー」研究においても、ごく一部の先駆的研究を除いて取りあげられたことはなく、また、近年個別分散化する研究状況を打開するために「全体史」を構想する方法として提唱されている地域史研究においても捨象されてきた。さらに、近代の部落問題の研究自身も、部落の内部または部落に直接関わる問題に視角を限定したため、社会全体のなかにそれを捉え位置づけることをしてこなかった。

こうした研究状況に対し論者は、多様な差別撤廃運動が早くから勃興し、県当局の対部落政策も早期に開始された奈良県を対象地域とし、その地域構造を分析し、地域社会における部落の存在形態を社会的・経済的に明らかにすることで、地域史という全体史のなかに、地域社会における民主主義の問題である部落問題を位置づけ、その特質を論じた。

本論文が明らかにした成果は数多くあるが、主要なものは以下の通りである。

第一に、日露戦後の「部落改善政策」が、差別撤廃をめざす部落住民の自覚的運動に対応し、また日露戦勝により拡大した大国的ナショナリズムと深く関連したものであること、さらに同政策が地方改良事業の一環として位置づけられたものであることを明らかにした。かつ地方改良事業を遂行するに伴って生じた諸矛盾を覆い隠し犠牲を転嫁するものとして部落が利用されたことを論証した。

第二に、奈良県の大和同志会の機関誌『明治之光』の部落改善・差別撤廃論から〈対当局依存型部落改善運動論〉と〈自主的部落改善運動論〉の二つの潮流を析出し、かつ同誌の主張が、国内的には「大正維新」論と憲政擁護運動に、国際的には第一次世界大戦後の国際的経済戦争に勝ち抜くための国内一致体制形成論に、それぞれ促迫されてのものであることを明らかにした。

第三に、奈良県南葛城郡の西松本矯正会の史料によって、西松本矯正会が、郡当局からも自立した差別撤廃運動を展開し、差別を残す制度的基礎の一つである部落学校の廃止運動にねばり強く取り組み、住宅組合法に基いて住宅建設にあたるなどの自主的部落改善・差別撤廃運動を行う一方、村政・区政機関として住民に風俗矯正を強制し、会長が部落外地主の差配人として部落内小作人の管理にあたるなど、部落支配団体としての性格をも有していたことを、具体的に解明した。

第四に、奈良盆地の地主の主要な形態である在村中地主・辻本家の経営史料を分析し、その経営構造が、基軸たる地主的土地所有、安全性に富む山林経営、有価証券投資の三部門が銀行を媒介にして緊密に関連し鼎立していることを実証的に明らかにした。さらに、この事例により、論者は、奈良の在村中地主が、1920年代、小作人をも巻き込んでの生産力上昇の推進者となることで、地域への支配を再編したことを明らかにした。これは、地主制が早期に後退する近畿型地主地帯において、別の側面を示す興味ある事例といえよう。

第五に、未解放部落の被差別状態を端的に示すものとして挙げられながら実証的には確定されていない所謂「差別小作料」について初めて実証的検討を行い、部落の小作人が部落外の小作人に比して「高額小作料」を設定されている事例を明らかにし、今後の研究の基礎を定めた。

第六に、当該地域の秩序構造を明らかにするため、1915年の奈良県全域にわたる町村単位での調査『奈良県風俗志』を全面的に分析した。これにより、村落・家族・個人など様々な次元で生活習慣にまでおよぶ階層性が存在していること、共同体への構成員の求心性を維持するための制裁規定や、部外者への排他性が存在していることを明らかにした。そして、地域のこうした秩序構造が部落差別残存の要因となっていることを具体的に示した。

第七に、村外大地主の支配する北葛城郡磐城村地域における、農民運動の発展とそれに対する地主・権力の対応を日露戦後より1920年代後半まで明らかにし、三・一五事件直前の農民運動の最先端の到達点の高さと、それに対する弾圧の意味の大きさを示した。

第八に、以上の論証をふまえ、「大正デモクラシー」がなぜファシズムに暗転していったのかという大問題についての見解を提示した。すなわち、部落差別を残存させるような地域社会の秩序構造を転換することが、当時の〈生活レベル〉における民主主義の課題であったにもかかわらず、それを果たしえなかったことに暗転の内的要因があったとしている。

このように本論文は、地域社会の構造を明らかにし、かつ地域社会のなかに部落問題を構造的に位置づけることに成功しており、これまでの研究水準を引き上げるとともに、今後他の地域における同様の分析が積み重ねられる場合の大きな指針となるであろう。また、本論文は、対象地域に密着し、そのなかで多くの公刊・未公刊史料を博捜するなかで著されたものであり、その実証的レベルは高く評価すべきものである。

ただ、奈良県という一地域においても在村中地主中心の地域と村外大地主制の展開する地域での地域構造、秩序構造、さらには意識のあり方の差異については具体的事例も含めて分析が必要であろうし、また「差別小作料」の存否についてもなお実証的には詰めきれていない点が残されている。しかし、こうした点は、本論文の価値を著しく損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待すべきところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年1月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄らについて口頭試問した結果、合格と認めた。